改定後	改定前
第１条（債務免除の内容） 当社は南都ＶＩＳＡカード＆南都マスターカード会員規約（以下「会員規約」という）第３１条に定めるリボルビング払い並びに会員規約第３２条に定める分割払いによるカード利用の支払債務（以下総称して「リボ・分割払い支払債務」という）のある本会員が死亡した場合または重度障害になった場合、会員規約第２７条、第３６条および第４１条に定めるカード利用の支払債務（家族会員によるカード利用の支払債務を含む、以下「支払債務」という）を免除するものとします。	**第１条（債務免除の内容）** 当社は南都ＶＩＳＡカード＆南都マスターカード会員規約（以下「会員規約」という）第３１条に定めるリボルビング払い並びに会員規約第３２条に定める分割払いによるカード利用の支払債務（以下総称して「リボ・分割払い支払債務」という）のある本会員が死亡した場合または重度障害になった場合、会員規約第２７条、第３６条及び第４１条に定めるカード利用の支払債務（家族会員によるカード利用の支払債務を含む、以下「支払債務」という）を免除するものとします。
第４条（支払債務免除額の計算） １．免除する支払債務の額は、本会員が死亡した日または重度障害になった日（重度障害であることを医師が診断した日をいいます。以下同様とします）現在の債務額（支払期限未到来債務を含みます）とし、支払遅滞による遅延損害金を含みます。 ２．前項の規定にかかわらず、本会員が死亡または重度障害の原因となった身体障害を被った日（傷害については傷害の原因となった事故発生日をいい、疾病については医師の診断による発病日をいいます。ただし、身体障害を被った時が判明しているときは、その時をいいます）以降に新たに生じた支払債務については、免除しません。 ３．当社が免除する債務の額は、いかなる場合も、１００万円が上限となります。	**第４条（支払債務免除額の計算）** １．免除する支払債務の額は、本会員が死亡した日または重度障害になった日（重度障害であることを医師が診断した日をいいます。以下同様とします）現在の債務額（支払期限未到来債務を含みます）とし、支払遅滞による遅延損害金を含みます。 ２．前項の規定にかかわらず、本会員が死亡または重度障害の原因となった身体障害を被った日（傷害については傷害の原因となった事故発生日をいい、疾病については医師の診断による発病日をいいます。但し、身体障害を被った時が判明しているときは、その時をいいます）以降に新たに生じた支払債務については、免除しません。 ３．当社が免除する債務の額は、いかなる場合も、１００万円が上限となります。

改定後	改定前
第６条（支払債務を免除するための手続） １．本会員が死亡した場合または重度障害になった場合は、本会員またはその法定代理人または法定相続人は、当社に対し、次に掲げる手続を行わなければなりません。 ①死亡した日または重度障害になった日からその日を含めて原則３０日以内にその旨を通知すること ②次に掲げる書類を提出すること（ただし、これ以外の書類の提出を求めることがあります）。 ㋑死亡の場合は、死亡診断書または死体検案書 ㋺重度障害の場合は、その程度を証明する医師の診断書 （略）	**第６条（支払債務を免除するための手続）** １．本会員が死亡した場合または重度障害になった場合は、本会員またはその法定代理人または法定相続人は、当社に対し、次に掲げる手続を行わなければなりません。 ①死亡した日または重度障害になった日からその日を含めて原則３０日以内にその旨を通知すること ②次に掲げる書類を提出すること（但し、これ以外の書類の提出を求めることがあります）。 ㋑死亡の場合は、死亡診断書または死体検案書 ㋺重度障害の場合は、その程度を証明する医師の診断書 （略）
第７条（当社の指定医による診察等の要求） １．当社は、本会員またはその法定代理人または法定相続人に対し、前項の通知に関する説明および当社の指定する医師による本会員の身体の診察もしくは死体の検案（ただし、その際に要した費用は当社の負担とします）を求めることができるものとし本会員またはその法定代理人または法定相続人はこれに協力しなければなりません。 （略）	**第７条（当社の指定医による診察等の要求）** １．当社は、本会員またはその法定代理人または法定相続人に対し、前項の通知に関する説明及び当社の指定する医師による本会員の身体の診察もしくは死体の検案（但し、その際に要した費用は当社の負担とします）を求めることができるものとし本会員またはその法定代理人または法定相続人はこれに協力しなければなりません。 （略）

改定後	改定前
第８条（免除対象債務の特定等） （略） ４．当社が支払債務を免除した場合において、死亡した日または重度障害になった日以降に本会員またはその法定相続人から支払債務の全部または一部について支払いが行われた場合には、当社において審査の上、支払債務の免除をする部分に既払金があるときはこれを本会員またはその法定相続人に返還し精算するものとします。ただし、本会員またはその法定相続人への返還金には利息を付さないものとします。 （略）	**第８条（免除対象債務の特定等）** （略） ４．当社が支払債務を免除した場合において、死亡した日または重度障害になった日以降に本会員またはその法定相続人から支払債務の全部または一部について支払いが行われた場合には、当社において審査の上、支払債務の免除をする部分に既払金があるときはこれを本会員またはその法定相続人に返還し精算するものとします。但し、本会員またはその法定相続人への返還金には利息を付さないものとします。 （略）